

令和5年 第5回浅口市農業委員会議事録

令和5年4月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	欠
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志          書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第6号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第7号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年5月15日（月））

開会（午後1時30分）

議 長

それでは、お集まりいただきましてありがとうございます。

今はこうやって黄砂が飛んでおりますけども、体調不良の方はおられませんか。大丈夫ですか。今、花粉症とこの黄砂が非常に問題になって、毎日テレビでやってますけど、まだ黄砂が飛んでくるというふうなことなんで、十分お体にお気をつけいただきたいと思います。

私も、黄砂というのはあまり関心がなかったんですけど、前、中国をちょっと旅行しようとしたときに、起きたらもうぼんやりして、太陽がかすんで見えるような状態のことを初めて経験したんですけど、友達がカメラを持ってって、そのカメラが故障しまして、返ってきたら1万5,000円ぐらい取られたんです。その掃除をするのに、泥が入ってというふうなことも経験しましたが。十分お体には気をつけていただきたいと思います。

それでは、これより令和5年第5回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は12名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において1番大橋委員、2番渡邊委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

ここで事務局が発言を求めていますので、これを許可します。

事務局

失礼します。事前にお配りした議案書の地図のほうで、表示に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

まず、開いていただいた1ページ、2ページのところでございますけれども、申請地、報告14号となっておりますけれども、これが1ページ、2ページとも、議案14号の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それから、同じく、5ページ、6ページについても報告となっております。これが議案の誤りでございますので、訂正を、5ページ、6ページでございませぬ。どうも申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議 長

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

529番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年4月14日提出。

番号529、鴨方町益坂、田、247平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。地図は2番、3番です。この場所は農免道の北側の益坂のつばめやというスタンドがあります。ちょうどその敷地のそばの裏側です。以前これの東側ですか。東側の田んぼも譲受人が所有していますから、問題ないと思いますから、よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、529番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、535番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号535-1、鴨方町小坂東、田、793平米。同じく2、鴨方町小坂東、田、687平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。地図のほうは、3ページ、4ページ、5ページ、6ページになります。

3ページ、4ページのほうなんですけれども、ここは小坂東の米地区の公民館から北へ100メートル入ったところに位置をしております。

それから、次の5、6ページなんですけれども、ここは鴨方西小学校から農免道を東のほうへ約500メートルほど行った農免道の北側に位置をしております。

どちらの物件とも、譲渡し人の父親が耕作管理をしておったわけですが、昨年その父親が亡くなったということで、譲渡し人のほうがもう管理ができないという状況の中で、亡くなった父親のお兄さんとの間で話がまとまったということでございます。

特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、535番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、541番の件について、事務局の説明を求めます。  
失礼します。番号541、鴨方町小坂東、田、694。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡  
し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、  
取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。  
委員 8番の虫明です。地図のほうは、7、8ページになります。  
現地は、土井谷の公民館から東へ100メートルほど下ったところにあります。現  
地は、譲渡し人はこちらにいないもので、なかなか管理が難しいということで、近く  
の譲受人との間で話がまとまったということです。これも特に問題ないと思います。  
ご審議よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、541番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、543番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 失礼します。番号543、金光町大谷、田、1,197平米。譲受人は、〇〇〇  
〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲  
受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいた  
します。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。  
委員 5番古川です。この位置図は、9、10ページになりますが、この土地は、里見川  
の、旧2号線の御影橋というか、金光通りや公民館があるところから、唐船のほうへ  
ずっと行ったところに、その中ほどに新しい八重橋があるんですけど、その橋の南手  
のところに、南手の200メートルぐらい行ったとこの田んぼの中にありますけど。  
もうこの土地は、ずっと以前から今、譲受人がずっと耕作を進めておったところであ  
ります。だから、もう、これが今になって譲り渡すというような話になったと思いま  
す。特に問題はないかと思いますので、審議のほうよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、543番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、545番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号545、金光町占見、畑、300平米のうち175平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。この件でございますが、先月の農業委員会で一旦許可ということでしてございましたけれども、その後、取りやめ書が提出されまして、別の譲受人との許可申請となっております。また、一部が転用許可済みなことから、残りの農地部分についての申請のため、面積を内表示といたしております。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。今、事務局のほうからお話があったとおり、先月の案件で、これは譲渡し人の奥さん〇〇〇〇の名義にしとったんですが、今回は、これは〇〇〇〇と読むんですか。息子さんのほうへ名義変更するというので、特に現状と変わりませんので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、545番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、549番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号549、金光町占見、田、518平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。本件でございまして、譲受人は、中古住宅との同時購入を予定しておりまして、〇〇〇〇に移住の予定でございまして、譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。地図は、枡池の南側、西の南側ですか、に位置しております。今、中古住宅ということなんですが、この地図でいう、今回の物件が〇〇〇〇なんですが、〇〇〇〇が中古住宅という、今、空き家になってますが、ちょうど住宅の目の前の土地となります。今、ちょっと耕作放棄みたいになってますが、これを畑にして活用するというふうに聞いております。空き家バンクを経由してこの話がまとまったというふうに聞いてます。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、549番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第15号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

540番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書の3ページになりますので、お開きください。

議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について。令和5年4月14日提出。

番号540-1、金光町占見、田、174平米。同じく2、金光町占見、田、908平米。同じく3、金光町占見、田、379平米。申請人は〇〇〇〇。転用目的は田から畑に変更で、施設の概要は〇〇〇〇となります。転用期間は〇〇〇〇までの一時転用となります。農地区分は第3種です。一般基準上は問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は畑の予定でございます。

以上でございます。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。地図は、15、16ページになるんですが、ザグザグがありますね。あれのちょっと東を奥へ入ったところの、200メートルほど入ったところになります。

現況は、もう長年休耕田といいますか、荒らしとったところなんですけど、それをずっともう管理もできないということで、畑にするということで、盛土をするということです。これ、結構高さがあるんで、南側の土地の人と話ができるとということなんですけど、水が落ちたりとか、泥が流れるとか、そういうふうな対策は十分するというふうなことを聞いてます。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、540番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、546番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。

議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について（農地転用事業計画変更承認申請について）。令和5年4月14日提出。

番号546、金光町占見、畑、424平米。申請人は〇〇〇〇、転用目的は太陽光パネルの設置で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上は問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、本件でございますけれども、平成29年9月13日付で一部についての太陽光パネル設置ということで、転用の許可をいたしておりますけれども、残りについても転用することにつきまして変更の承認を求めるものとなっております。

す。なお、転用後の地目は雑種地となる予定でございます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。地図は11ページ、12ページになります。

既に、現状、太陽光を設置してるところなんですけど、そこへ新たにといいますか、2基設置するということで、拡張するということで、現況と条件は変わらないと思いますんで、特に問題はないというふうに思ってます。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、546番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

538番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになりますので、お開きください。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年4月14日提出。

番号538-1、金光町占見新田、田、830平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。同じく2、金光町占見新田、田、679平米。譲渡し人は〇〇〇〇。同じく3、金光町占見新田、田、484平米。譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内となります。一般基準上は問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と公衆道路の予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。地図は17、18になります。

これは金光学園のちょっと西になります。それと新免紙器さんですか、工場がある、そののちょっと東になる。今、休耕田というふうな、現状、休耕田になってます。この譲受人は、この北側もずっと分譲してきてんですが、その続きだというふうには思いますが、進入路もとるし、特に排水のほうも川が前にあるし、後ろにも水路があつたりするので、排水のほうも問題ないのかなと思います。特に問題ないと思いますんで、よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、538番の件についてご異議ありませんか。  
 委員 異議なし声  
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 事務局 続きまして、550番の件について、事務局の説明を求めます。  
 事務局 失礼します。番号550-1、金光町地頭下、畑、224平米。同じく2、金光町地頭下、畑、282平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がありません。一般基準上は問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地の予定です。よろしく願いいたします。  
 議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。  
 委員 2番渡邊です。地図は19、20ページになります。  
 委員 夫婦池がありますが、そのすぐ県道沿いです。今、新しく、あれは〇〇〇〇ですか、大きな造成工事してありますが、すぐその斜め前ぐらいになるんですが。この会社は〇〇〇〇の関連会社ということで、そこへ来る従業員といますか、そういう人のための住宅として用意しようというふうな計画をしてるそうです。すぐには建てるようなことは言われてなかったんですが、そういう計画で進めるとということなんで、特に問題はないと思いますんで、よろしく願いします。  
 議長 ただいま説明がありました。  
 委員 質疑はありませんか。  
 委員 どうぞ、2番安田委員。  
 委員 2番の安田です。これ、長屋住宅、今建てないということなんですけれど、ここで生活するとごみの処理とかというのは、ここの住宅のその宅地の中だけでやるのか、〇〇〇〇附属のあれでしたら、〇〇〇〇のほうで全て処理されるのか。どういうふうな、ごみの処理とかというのはどのような考えでされてるんでしょうか。  
 議長 事務局、説明。  
 事務局 ちょっとごみについては、こちらでちょっと把握ができておりません。申し訳ございません。  
 議長 よろしいですか。  
 委員 なぜこれを聞いたかという、ごみステーションへ出されるんならば、その地元のほうのごみステーションの絡みが出てくるので、そこら辺のところは明確にしといていただきたいということです。  
 事務局 関係する部署のほうにも、伝えておきます。  
 議長 よろしいでしょうか。  
 委員 はい。  
 議長 ただいま説明ありました。  
 委員 そのほか質疑ありませんか。  
 委員 なし声  
 議長 質疑なしと認めます。

それでは、550番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、533番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。議案書は6ページになりますので、お開きください。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）（農地転用事業計画変更承認申請について）でございまして、令和5年4月14日提出。

番号533-1、鴨方町鴨方、田、235平米。同じく2、鴨方町鴨方、田、55平米。申請人は〇〇〇〇。転用目的は露天資材置場で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、この本件でございすけれども、平成28年7月14日付でモデルハウスを建てるということで転用許可を受けておりましたけれども、ちょっと工事のほうに止まっておったんですが、新たに資材置場が必要になったということから、転用目的の変更の承認を求めるものでございます。なお、変更後の地目は雑種地となります。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、6番佐藤委員の補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。先ほど、事務局から言われたとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、533番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、547番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号547、金光町占見、畑、300平米のうち125平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、本件でございすけれども、平成29年9月13日付で一部についての太陽光パネルの設置ということで、4条の転用の許可を受けておりますけれども、それを拡幅し、併せて所有権移転をすることについて変更の承認を求めるものでございます。なお、転用後の地目は雑種地と畑になります。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。地図は11、12ページになります。

現状は、もう太陽光を設置しとるところへ、言ってみれば増設、拡張というふうなことになります。それで、使用貸借を名義を変えらるということらしいんで、現況とは

変わることはないと思いますんで、特に問題はないというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、547番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第17号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになります。

議案第17号農用地利用集積計画につきまして、令和5年4月14日提出。

それでは、説明いたします。

番号73番から77番の5件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は4名、農地は13筆です。更新が1筆、新規が12筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が9筆、6年以上10年未満が4筆、10年以上が4筆の以上となります。

次に、8ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田、7,902平方メートル、畑、ゼロ平方メートル、計7,902平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は9ページになりますので、お開きください。

報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年4月14日提出。

番号531、鴨方町本庄、田、1,199平米。借受人は〇〇〇〇。貸出人は、〇

〇〇〇。合意年月日は令和5年1月30日。引渡年月日は令和5年3月31日です。  
 番号532、鴨方町鴨方、畑、410平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は〇〇〇〇。  
 〇。合意年月日、引渡年月日は令和5年2月28日です。  
 番号534、鴨方町本庄、田、1,265平米。借受人は〇〇〇〇。貸出人は〇〇〇〇。  
 〇〇。合意年月日は令和5年2月20日。引渡年月日は令和5年3月31日です。  
 番号539-1、金光町占見新田、田、321平米。同じく2、金光等占見新田、田、591平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和5年3月9日です。  
 番号548-1、金光町上竹、田、263平米。同じく2、金光町上竹、田、153平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和5年3月19日です。  
 以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
 報告第7号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。  
 事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになりますので、お開きください。  
 報告第7号農地法施行規則該当転用届について。令和5年4月14日提出。  
 番号530、寄島町、畑、406平米のうち48平米。申請人は〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇、農地区分は第2種です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
 日程第5その他に移ります。  
 事務局から報告等がありましたら、お願いをします。

事務局 ①農地中間管理機構について  
 ②令和5年度の最適化の目標の設定等について  
 ③次回の農業委員会について

議長 そのほかの件で何かご質問とかご意見。

委員 ①農地の利用について

委員 ②農地の貸借の途中解約について

議長 それでは、ないようですので、以上で閉会いたします。  
 ご苦労さまでした。

閉会（午後2時42分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩